

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
委員会委員に関する内規

1. 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会定款第 42 条による委員会委員についてはこの定めによる。
2. 委員は原則として代議員の中から理事長が委嘱する。
3. 委員の任期は 2 年とするが、理事会が認めれば再任を妨げない。
4. 委員長は、委員の互選によって決定する。
5. 理事長は委員長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーをおくことができる。アドバイザーの任期は 1 年とし、再任を妨げない。
6. 委員の交代に当たり、退任する委員は自分の後任として若干名の候補者を担当理事に推挙する。担当理事は推挙された候補者を参考とし、最終的な候補者を理事長に推薦する。
7. 理事長は新委員の選任に当たり、前項の委員候補者リストを参考とし、広く総意を求めるため、職務、地域、重複等に留意し、委員を選定し、理事会で決定の上委嘱する。

附 記

1. この内規の変更は理事会において行う。
2. この内規は平成 23 年 12 月 5 日から施行する。
3. この改訂内規は平成 30 年 5 月 24 日から施行する。